

### <矯正歯科治療について>

1. 歯根吸収…（歯の根っこ部分が吸収され、時として根の長さが短くなること）  
矯正治療により歯根吸収が起る可能性があります。ほとんどの場合、その程度は肉眼での確認は不可能なほどであり、临床上全く問題ありません。時として、レントゲン写真で確認出来るほどの“根の短縮”を来たすことがあります。日常生活に支障を来たすことはほとんどありません。ごく希に、病的な歯根の吸収が観察されることがあり、このような場合は、歯の健康な機能が失われかねないとの医学的判断から、矯正治療の中断も含め、対応を検討することがございます。歯根吸収がどの程度起るかを矯正治療開始前に判別することは現在の歯科矯正学の水準では不可能と思われまます。歯根吸収は発見次第、患者さまにご報告し、その後の対応をご相談致します。
2. 顎関節異常・・・現代人の多くが顎の関節に何らかの異常を持っているという疫学的調査があります。矯正治療中は歯を積極的に動かすので、場合によっては噛み合せが一時的に変わり、潜在的にあった顎関節異常が顕在化して来ることがあります。このような場合、まず主治医にご報告下さい。症状に応じた対処をさせていただきます。その際に多少なりとも費用が必要となる場合には、処置開始前に必ずご説明申し上げます。また、時に矯正以外の歯科専門分野の治療が必要とされることがあります。その際に発生する治療費用は、ご本人の負担とさせていただきます。矯正治療中の顎関節異常は、患者様の生体の反応がそれぞれ異なるため、治療前に正確に予測をすることが困難であること、また、歯並び、噛み合せだけが唯一の原因ではなく、複数の要因が影響しあう複雑な病体であることをご理解下さい。

### <口腔清掃不良について>

矯正治療中は特にお口の中が汚れやすくなっておりますので、お口の中を清潔に保って下さい。お口の清掃不良があると、以下のようなリスクが考えられます。

1. 虫歯…矯正装置の有無に関わらず、歯磨き不足、糖分の取りすぎは虫歯を作る原因となりますので注意して下さい。主治医からブラッシング指導の予約を取るよう指示があった場合は時間を都合して、ブラッシング指導のためにご来院下さい。
2. 歯肉炎…矯正装置の有無に関わらず、歯磨き不足等で、歯肉炎(歯茎がはれること)になることが知られています。矯正治療中に歯肉炎が進行すると一時的に装置を外して矯正治療を中断することもありますのでご注意ください。主治医から、ブラッシング指導や歯肉炎の治療のため、別の予約の指示が出ることがありますが、時間を都合してご来院下さい。歯肉炎が重度な場合、他科での処置が必要となることがあります。その際に発生する治療費は、患者様のご負担となります。
3. 歯の変色…矯正治療中の清掃不良は、歯の変色を招くことが在ります。特に矯正器具の周りや、器具と歯との境目に汚れが溜まってゆきますと、装置を外した時にその部分が大きく変色していたり、あるいは虫歯になっていたりとすることがありますのでご注意ください。

### <患者様の協力>

矯正治療を理想的に進めるためには患者様の協力が欠かせません。

- 1)矯正器具の使用…主治医が矯正治療上必要と判断した治療器具は、主治医の指示に従って使用していただきますようお願い申し上げます。指示が守られない場合、矯正治療結果や治療期間に大きな影響が出て参ります。
- 2)食べ物の制限…矯正治療中は、装置を壊したり、あるいは、装置に付着してお口の中を不潔にするような食べ物の摂取はご遠慮下さい(お煎餅、お餅、チューインガム、キャラメル、リンゴ等固い果実の丸かじりなど)。
- 3)診療予約…診療予約は極力守っていただけますようお願い申し上げます。やむを得ず予約をキャンセルなさる方は、48時間前までに一報頂けると他の患者様に予約時間を譲って差し上げる猶予が出来ますのでご協力願います。度重なる診療予約のキャンセルは、矯正治療の進行を遅らせる原因ともなりかねませんのでご注意ください。

### <抜歯について>

矯正治療進行上、抜歯が必要と判断されることがあります。この場合の抜歯費用は、健康保険の適応とはなりません。矯正治療費とはまた別に、抜歯費用が必要になってまいります。詳しくは、抜歯を担当して下さる先生にご相談下さい。

### <治療計画の変更>

治療に対する患者様の協力が得られない場合、著しい成長発育変化、歯の移動の個人差、糖尿病等口腔内の状況に影響を与える疾病の急発等により、治療計画を変更することがあります。そのような場合には、事前に患者様にご説明、ご相談申し上げますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### <装置の破損、紛失>

装置を破損、紛失した場合は、すぐにご連絡下さい。直ちにご来院いただくか判断させていただきます。連絡がなく、破損、紛失した装置が使用出来ない状態が続くと、治療の進行状況に支障を来すことがあります。破損、紛失した装置の再製には、費用がかかることもございます。

### <後戻りと再治療>

矯正治療後の後戻りは、多少なりともほとんどの患者様に起り得ます。矯正治療直後の後戻りを防ぐために、リテーナー(保定装置)を使い、歯を支えている骨が安定してくるまで押さえてゆきます。このリテーナーの使用が不十分だと、初期の後戻りが起ります。このような場合の再治療には、再治療費が必要となることもあります。